株式会社日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency,Ltd.

24-D-0954
2024 年 9 月 27 日

# 常陽銀行が中堅・中小企業等を対象に実施する サステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワークに 係るレビュー

株式会社日本格付研究所（JCR）は、常陽銀行が 2024 年 2 月に策定した中堅・中小企業等を対象に実施するサステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワークを 2024 年 9 月に改訂したことに対し、レビューを行った。

本レビューは、改訂された本フレームワークに対し、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（総称して「SLLP 等」）への適合性を確認したものである。

JCR は、本フレームワークの改訂内容が従来の評価に大きく影響を及ぼさないこと、および改訂された本フレームワークが引き続き SLLP 等に適合していることを確認した。

＊詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

# 第三者意見

評価対象：サステナビリティ・リンク・ローン/常陽フレームワーク
（中堅・中小企業向け）

貸付人：株式会社常陽銀行

2024 年 9 月 27 日
株式会社 日本格付研究所

# 目次

＜要約＞ ... - 3 -
**I. 第三者意見の位置づけと目的** ... - 5 -
**II. 第三者意見の概要** ... - 5 -
**III. SLLP 等への適合性について** ... - 6 -
1. めぶきフィナンシャルグループ・常陽銀行のサステナビリティ戦略 ... - 6 -
2. KPI の選定 ... - 9 -
2-1. 評価の視点 ... - 9 -
2-2. KPI の選定の概要と JCR による評価 ... - 9 -
3. SPT の測定 ... - 24 -
3-1. 評価の視点 ... - 24 -
3-2. SPT の測定の概要と JCR による評価 ... - 24 -
3-3. SPT 達成に向けた取り組み ... - 25 -
3-4. JCR によるインパクト評価 ... - 25 -
4. 借入金の特性 ... - 28 -
4-1. 評価の視点 ... - 28 -
4-2. 借入金の特性の概要と JCR による評価 ... - 28 -
5. レポーティング・検証 ... - 29 -
5-1. 評価の視点 ... - 29 -
5-2. レポーティング・検証の概要と JCR による評価 ... - 29 -
6. SLLP 等への適合性に係る結論 ... - 29 -

＜要約＞

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社常陽銀行が 2024 年 2 月に策定した「中堅・中小企業」を対象とするサステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワーク（本フレームワーク）に対して、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」[1]及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」[2]（総称して「SLLP 等」）への適合性を確認し、2024 年 2 月に第三者意見書を公表している。JCR は、同第三者意見書の策定にあたり、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、常陽銀行のサステナビリティ戦略、本フレームワークで定められたキー・パフォーマンス・インディケーター（KPI）、サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPT）、特性、レポーティング、検証について確認を行っている。

2024 年 5 月に国会で「従業員が 2,000 人以下で中小企業には該当しない企業」を新たに「中堅企業」と定義する「改正産業競争力強化法」が可決・成立されたことを受け、2024 年 9 月に常陽銀行は本フレームワークにおける「中堅・中小企業」の定義を見直している。JCR は、変更後のフレームワークについて、変更後の「中堅・中小企業」の定義は適切であり、他の事項について従来の内容から変更が無いことを確認した。

（以下については、2024 年 2 月の第三者意見を再掲している）

常陽銀行は、茨城県水戸市に本店を置く預金量 10 兆 2,930 億円、従業員数 3,122 人の金融機関である。常陽銀行は、2016 年 10 月に株式会社めぶきフィナンシャルグループとの株式交換による完全子会社化により、株式会社足利銀行と経営統合した。

めぶきフィナンシャルグループは、常陽銀行、足利銀行をはじめとする連結子会社 16 社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、信用保証業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っている。常陽銀行は、国内 183 拠点（本支店 153、出張所 30）、海外 4 駐在員事務所を有する。

めぶきフィナンシャルグループは、グループ経営理念「質の高い総合金融サービスの提供を通じ、地域とともに、ゆたかな未来を創り続けます。」に基づき、地域の課題解決をはかることを通して、持続可能な地域社会の実現と企業価値の向上に努めている。めぶきフィナンシャルグループはサステナビリティを巡る課題を重要な経営課題として認識し、地域の課題解決と持続的な成長とともにグループの持続的成長と企業価値向上の好循環を図ることを目的として「グループサステナビリティ方針」を制定している。

常陽銀行は、中堅・中小企業のサステナビリティ・SDGs の取り組みを支援することを意図して、本フレームワークを策定した。常陽銀行は、本フレームワークにおいて以下に記載の KPI を設定している。

[1] Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Market Association (LMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA). Sustainability-Linked Loan Principles 2023. (https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-sllp/)
[2] 環境省 サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版（https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf）

| | | |
|---|---|---|
| 業種共通 KPI | KPI 1 | 健康経営優良法人認定 |
| | KPI 2 | 正規雇用率 |
| | KPI 3 | DX 認定（それに伴う、サステナビリティ活動推進） |
| | KPI 4 | $CO_2$ 排出量（Scope1・2） |
| | KPI 5 | 再生可能エネルギーの導入率 |
| 物流業向け KPI | KPI 6 | 物流業における電動車の保有率（台数ベース） |
| | KPI 7 | 物流業における労働生産性 |
| | KPI 8 | トラック運転従事者の若年層（15～29 歳）比率 |
| 食品関連産業向け KPI | KPI 9 | 事業系食品ロス（総量ベース） |

本フレームワークにおけるKPIは、常陽銀行の借入人である中堅・中小企業にとって有意義であるKPIであることをJCRは確認した。また、本フレームワークにおけるSPTについて、常陽銀行は年度別・業種別に詳細な条件設定を各項目について行っていることをJCRは確認した。各SPTの設定内容について、政府・自治体・業界団体等の目標設定及び過去の国内・業界全体のパフォーマンス等をベンチマークとした場合に、いずれも野心的な設定がなされていると評価している。融資条件におけるインセンティブ内容について、事前に設定されたSPTが達成されるか否かに応じて金利が変化すると定められていること、融資実行から完済まで年1回以上SPTの達成状況の確認を行うことを確認した。また、SPTの実績について、検証（または検証同等の仕組み）が実施される予定であることをJCRは確認した。

以上より、JCRは、本フレームワークがSLLP等に適合していることを確認した。

## I. 第三者意見の位置づけと目的

サステナビリティ・リンク・ローンとは、借入人が予め定めた意欲的なSPTの達成にインセンティブを設けることで、借入人が持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとした借入金をいう。SLLP 等は、KPIの選定、SPTの測定、借入金の特性、レポーティング、検証という5つの核となる要素で構成されている。本第三者意見の目的は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCRが独立した第三者機関として、本フレームワークのSLLP等への適合性を確認することである。

JCRは、常陽銀行が2024年2月に策定した「中堅・中小企業」を対象とするサステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワーク（本フレームワーク）に対して、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（総称して「SLLP等」）への適合性を確認し、2024年2月に第三者意見書を公表している。

2024年5月に国会で「従業員が2000人以下で中小企業には該当しない企業」を新たに「中堅企業」と定義する「改正産業競争力強化法」が可決・成立されたことを受け、2024年9月に常陽銀行は本フレームワークにおける「中堅・中小企業」の定義のみを見直している。

本第三者意見の目的は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、変更された本フレームワークのSLLP等への適合性を確認することである。

## II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、常陽銀行が策定する本フレームワークに対する意見表明であり、以下の項目で構成されている。(「2.KPIの選定」内の「中堅・中小企業の定義」以外の箇所については、2024年2月時点の第三者意見を再掲している。)

1. めぶきフィナンシャルグループ・常陽銀行のサステナビリティ戦略
2. KPIの選定
3. SPTの測定
4. 借入金の特性
5. レポーティング・検証
6. SLLP等への適合性に係る結論

## III. SLLP 等への適合性について

### 1. めぶきフィナンシャルグループ・常陽銀行のサステナビリティ戦略

常陽銀行は、茨城県水戸市に本店を置く預金量 10 兆 2,930 億円、従業員数 3,122 人の金融機関である。常陽銀行は、2016 年 10 月に株式会社めぶきフィナンシャルグループとの株式交換による完全子会社化により、株式会社足利銀行と経営統合した。

めぶきフィナンシャルグループは、常陽銀行、足利銀行をはじめとする連結子会社 16 社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、信用保証業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っている。常陽銀行は、国内 183 拠点（本支店 153、出張所 30）、海外 4 駐在員事務所を有する。

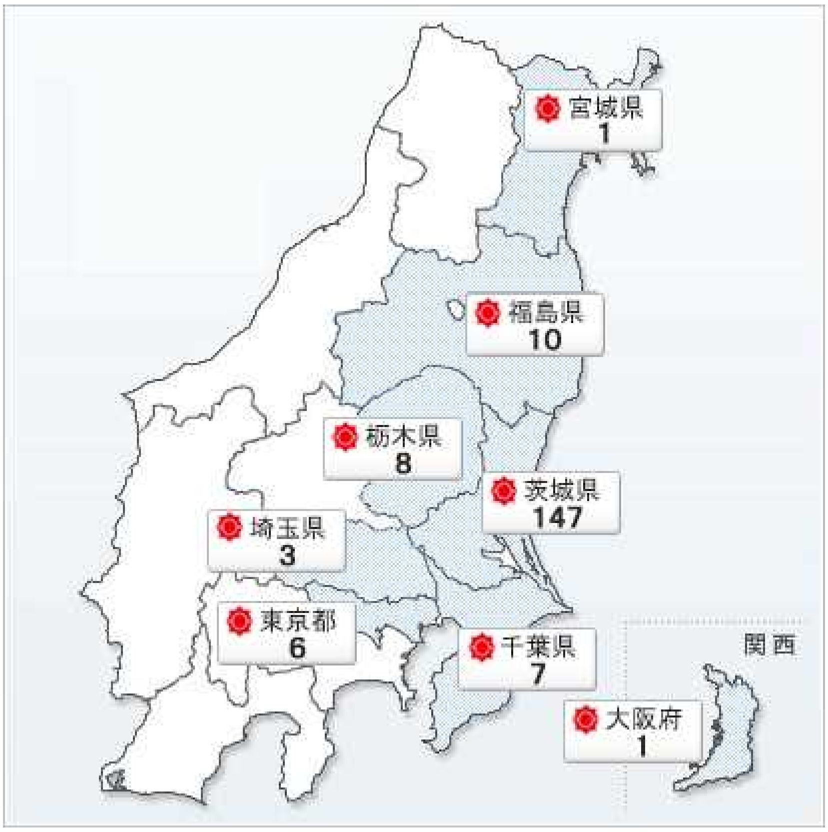


**図表 1　常陽銀行の国内拠点[3]**

めぶきフィナンシャルグループは、グループ経営理念「質の高い総合金融サービスの提供を通じ、地域とともに、ゆたかな未来を創り続けます。」に基づき、地域の課題解決をはかることを通して、持続可能な地域社会の実現と企業価値の向上に努めている。

グループの中核銀行である常陽銀行は、「健全、協創、地域と共に」という経営理念のもと、堅実な営業、健全な経営を行い、顧客・地域・株主の方々と共に価値ある事業を創造していくことにより、地域社会・地域経済の発展に貢献することを目指している。地域への円滑な金融サービスのご提供という本来業務の実践の姿こそが、常陽銀行が考える「地域貢献の姿」である。

[3] 常陽銀行 HP　https://www.joyobank.co.jp/kabunushi/corporate/history.html

めぶきフィナンシャルグループはサステナビリティを巡る課題を重要な経営課題として認識し、地域の課題解決と持続的な成長とともにグループの持続的成長と企業価値向上の好循環を図ることを目的として「グループサステナビリティ方針」を制定している。併せて、環境、人権、およびダイバーシティに関する取り組みを明確化すべく、「グループ環境方針」、「グループ人権方針」、「グループダイバーシティ方針」、「環境・社会に配慮した投融資方針」、「調達・購買ガイドライン」を制定し、各方針に基づき業務運営を行っている。

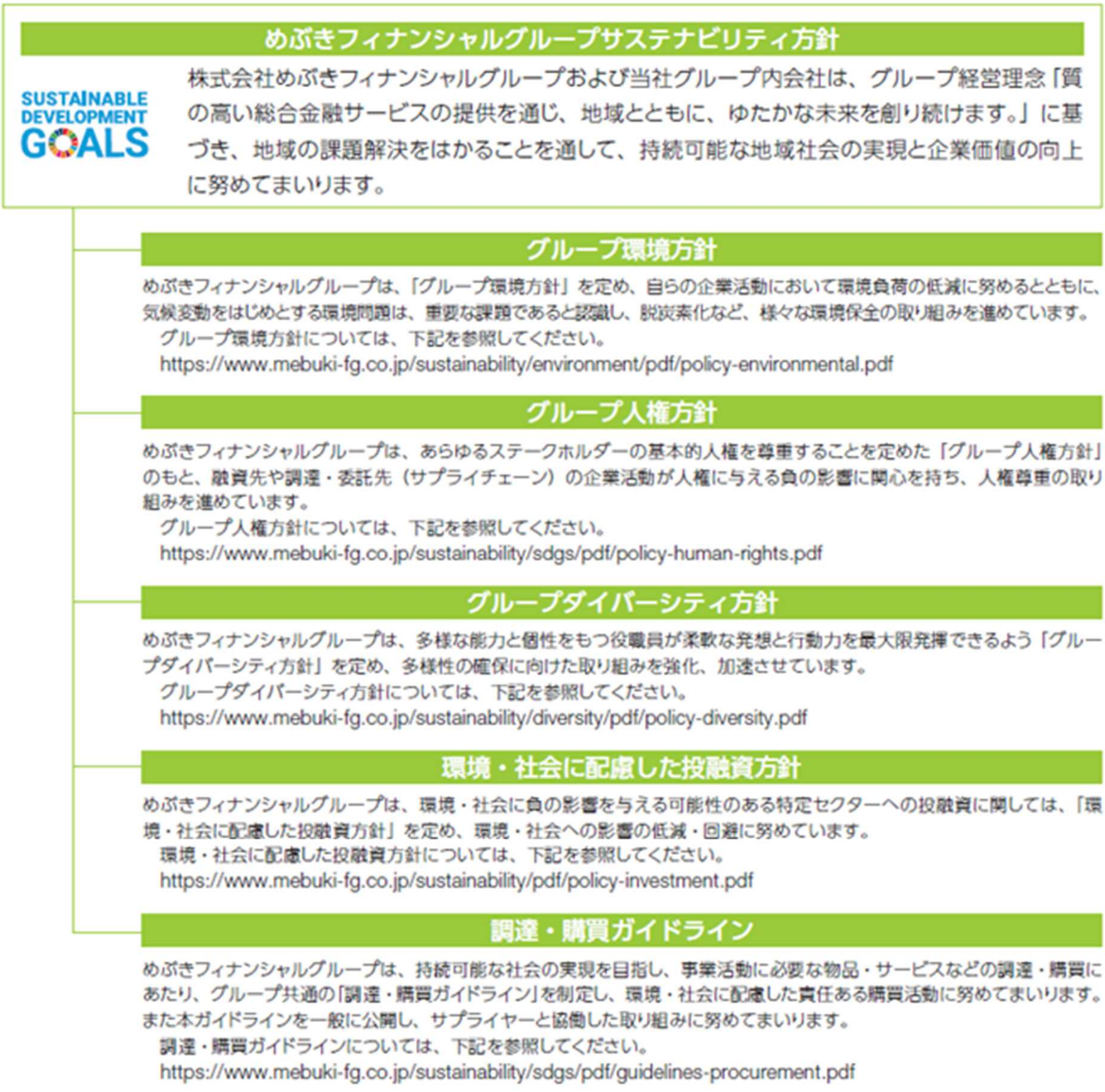


**図表 2　めぶきフィナンシャルグループのサステナビリティ方針等**[4]

めぶきフィナンシャルグループは、「グループサステナビリティ方針」の制定に際し、地域金融グループ及び企業市民として持続可能な地域社会の実現に向け最大限貢献するため、特に重点的に取り組むべき 5 つの重要課題（マテリアリティ）を制定した。この重要課題（マテリアリティ）に基づき、地域の課題解決とグループの持続的な成長に向け、さまざまな取り組みを行っている。

4 本フレームワーク

| 重要課題（マテリアリティ） | 地域とともに解決する課題（例） | インパクト（例） | SDGsのゴール |
| --- | --- | --- | --- |
| 地域経済・地域社会の活性化 | ・人口減少、現役世代の減少<br>・後継者不足、経営者の高齢化<br>・産業構造の変化、基幹産業の維持・育成<br>・災害対応<br>・農林水産業の振興<br>・観光の振興<br>・公共インフラの老朽化<br>・交通ネットワークの維持<br>・SDGs・サステナビリティへの対応<br>・地域・企業を牽引する人材の育成 | ・事業者数の増加、人口流入、雇用創出<br>・事業継続、雇用の維持・拡大<br>・事業継続・発展、雇用の維持・拡大<br>・レジリエンス強化<br>・第1次産業の維持<br>・域内消費拡大、雇用<br>・住みよい街の維持<br>・交流人口の拡大、高齢者の移動手段確保<br>・サステナビリティへの取り組み推進<br>・地域内就労人口確保、高度人材確保 | 8, 9, 11, 17 |
| 気候変動対応・環境保全 | ・脱炭素<br>・激甚化・頻繁化する自然災害への対応<br>・資源の枯渇・安定供給<br>・生態系の変化 | ・CO₂削減<br>・レジリエンス強化<br>・廃棄物の削減、資源循環、水資源の保全<br>・生物多様性の保護 | 7, 13, 17 |
| デジタル化の推進 | ・生産性向上<br>・IT人材の不足 | ・企業の業務変革、競争力向上<br>・IT化の促進 | 8, 9, 17 |
| 高齢化への対応 | ・介護<br>・医療提供体制の強化、健康・長寿<br>・高齢者の活躍促進 | ・仕事と介護の両立、バリアフリーな環境<br>・地域医療の充実、格差・偏在の是正、医師の確保<br>・スキルの伝承 | 3, 11, 17 |
| ダイバーシティの推進 | ・子育てと仕事の両立、ジェンダー平等、人権 | ・多様な人材の活躍、組織・企業の活性化 | 5, 8, 10 |

**図表 3　めぶきフィナンシャルグループの重要課題（マテリアリティ）**[5]

めぶきフィナンシャルグループは、サステナビリティを巡る課題を重要な経営課題として認識し、取締役会監督のもとサステナビリティ委員会を中心とするガバナンス体制を構築するとともに、サステナビリティ推進に関する取り組みの策定・進捗を一元的に管理している。グループの中核事業会社である常陽銀行においては、めぶきフィナンシャルグループのサステナビリティ委員会およびサステナビリティ統括グループと連携をとることによりグループ会社全体の統制を図っている。

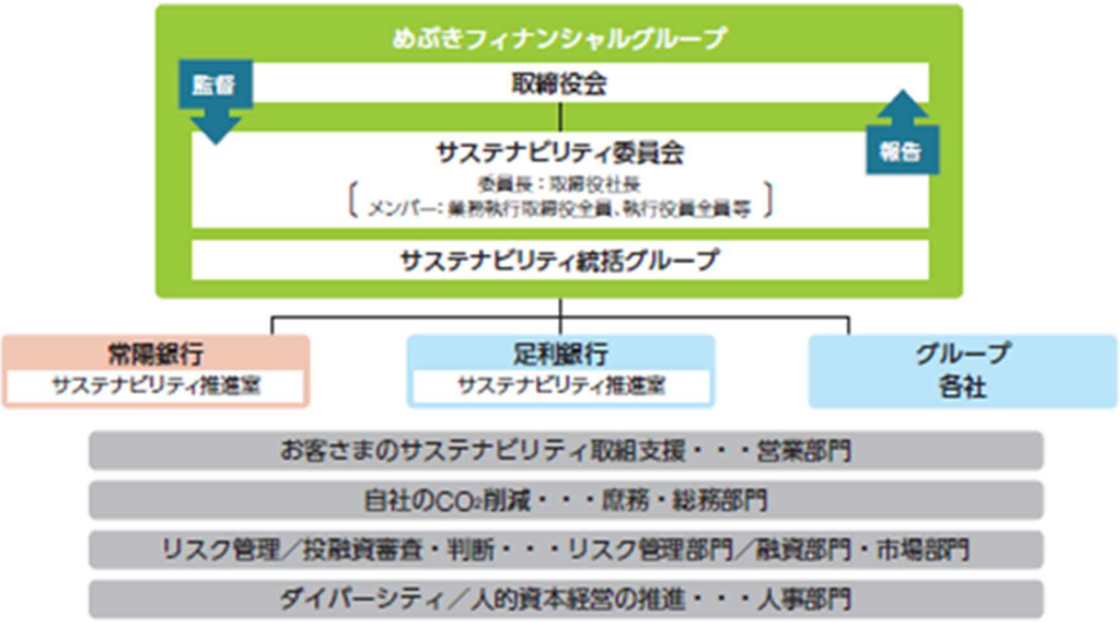


**図表 4　めぶきフィナンシャルグループのサステナビリティ推進体制**[6]

5 本フレームワーク
6 めぶきフィナンシャルグループ HP https://www.mebuki-fg.co.jp/sustainability/

## 2. KPI の選定

### 2-1. 評価の視点

本項では、本フレームワークに基づいて常陽銀行が貸付を行う際に、借入人である中堅・中小企業が設定する KPI について、借入人の事業において関連性があり中核的で重要か、さらには貸付人である常陽銀行の現在・未来における事業運営上の戦略的意義は大きいか、一貫した方法論に基づく測定・定量化は可能か、ベンチマークは可能か、適用範囲等を含め定義は明確か等を確認する。

### 2-2. KPI の選定の概要と JCR による評価

〈評価結果〉

本フレームワークの KPI は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

中小企業のサステナビリティ・SDGs に関する調査において、「現在すでに取り組んでいる」「現在は取り組んでいないが、今後は取り組む予定」とした中小企業からは「取り組むための人員が不足している」「SDGs や取組方法に関する情報が少ない」といった回答が多く寄せられている。一方で、「現在は取り組んでおらず、今後も取り組む予定はない」とした中小企業からは「取り組むことによるメリットがわからない」「何から取り組めばよいのかわからない」といった回答が多い。

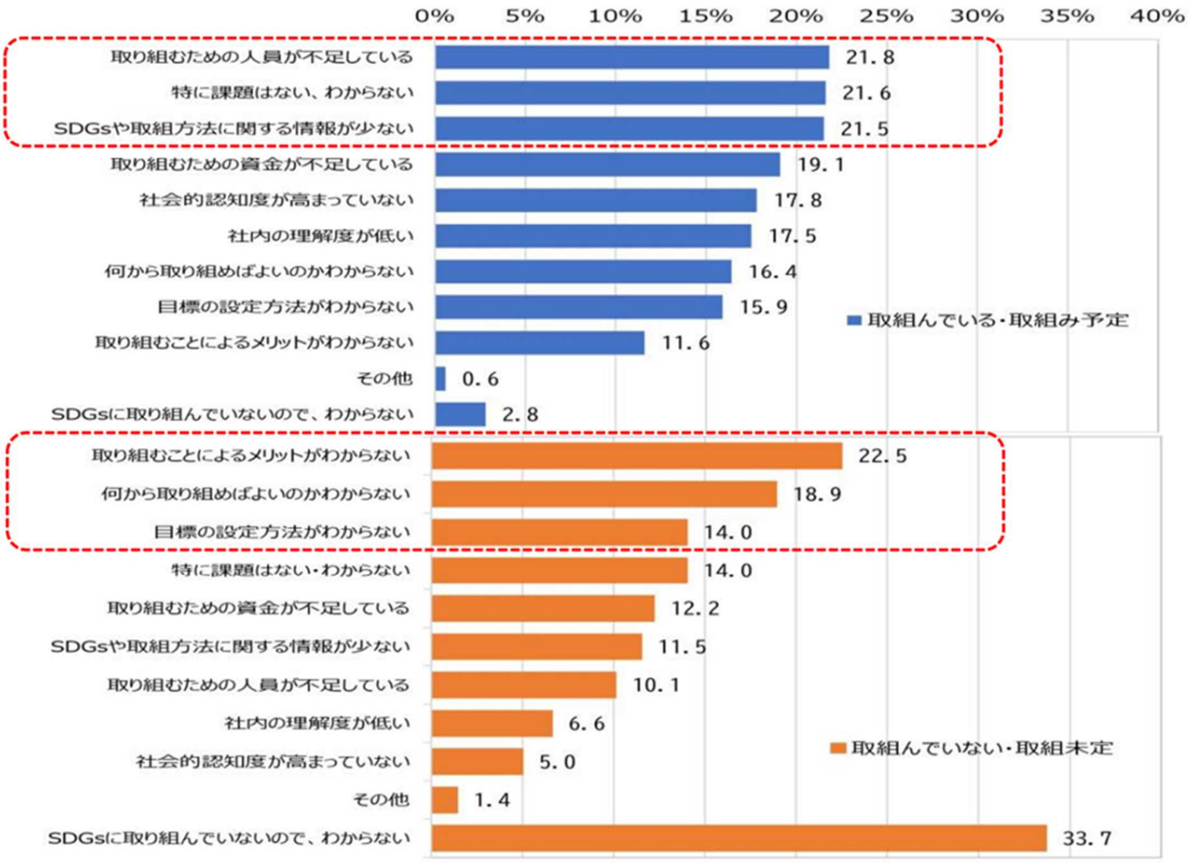


**図表 5　中小企業における SDGs 推進の課題（取組企業、未取組企業別）[7]**

[7] 中小基盤整備機構　中小企業の SDGs 推進に関する実態調査（2023 年）

以上より、中小企業にとってサステナビリティ・SDGs に取り組むメリットがわからないことが多く、もしサステナビリティ・SDGs に取り組む場合においても人員や情報が不足しており取り組みの方向性や目標の設定方法が分からない、といった課題があると推察される。

常陽銀行は、中堅・中小企業のサステナビリティ・SDGs の取り組みを支援することを意図して、本フレームワークを 2024 年 2 月に策定した。2024 年 5 月に、国会で「従業員が 2,000 人以下で中小企業には該当しない企業」を新たに「中堅企業」と定義する「改正産業競争力強化法」が可決・成立されたことを受け、2024 年 9 月に常陽銀行は本フレームワークにおける「中堅・中小企業」の定義を見直している。本フレームワークの対象となる中堅・中小企業の定義は図表 6 に記載の通りである。

| |
|---|
| 以下の a) b) いずれかの条件を満たす企業を対象とする<br>a)「中小企業基本法」の定義を満たす企業<br>b) 売上 1,000 億円以下、従業員数 2,000 人以下、資本金：10 億円以下のうち、<br>いずれかの条件を満たす企業<br>但し、プライム市場上場企業（および、その連結子会社）について対象から除くものとする。 |

**図表 6　本フレームワークにおける中堅・中小企業の定義（2024 年 9 月修正）**

常陽銀行は、本フレームワークにおいて図表 7 に示す通りの KPI を 2024 年 2 月に設定している。

| | | |
|---|---|---|
| 業種共通 KPI | KPI 1 | 健康経営優良法人認定 |
| | KPI 2 | 正規雇用率 |
| | KPI 3 | DX 認定（それに伴う、サステナビリティ活動推進） |
| | KPI 4 | $CO_2$ 排出量（Scope1・2 に限定） |
| | KPI 5 | 再生可能エネルギーの導入率 |
| 物流業向け KPI | KPI 6 | 物流業における電動車の保有率（台数ベース） |
| | KPI 7 | 物流業における労働生産性 |
| | KPI 8 | トラック運転従事者の若年層（15～29 歳）比率 |
| 食品関連産業向け KPI | KPI 9 | 事業系食品ロス（総量ベース） |

**図表 7　本フレームワークで設定された KPI**

■KPI1：健康経営優良法人認定

「健康経営優良法人認定制度」は、地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度であり、2016 年に経済産業省が創設した。健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目標としている。

「健康経営」とは、「従業員等の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え戦略的に実践すること」と定義されている[8]。企業が経営理念に基づき従業員の健康保持・増進に取り組むことによって、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化がもたらされ、結果的に業績向上や組織としての価値が向上することが期待されている。

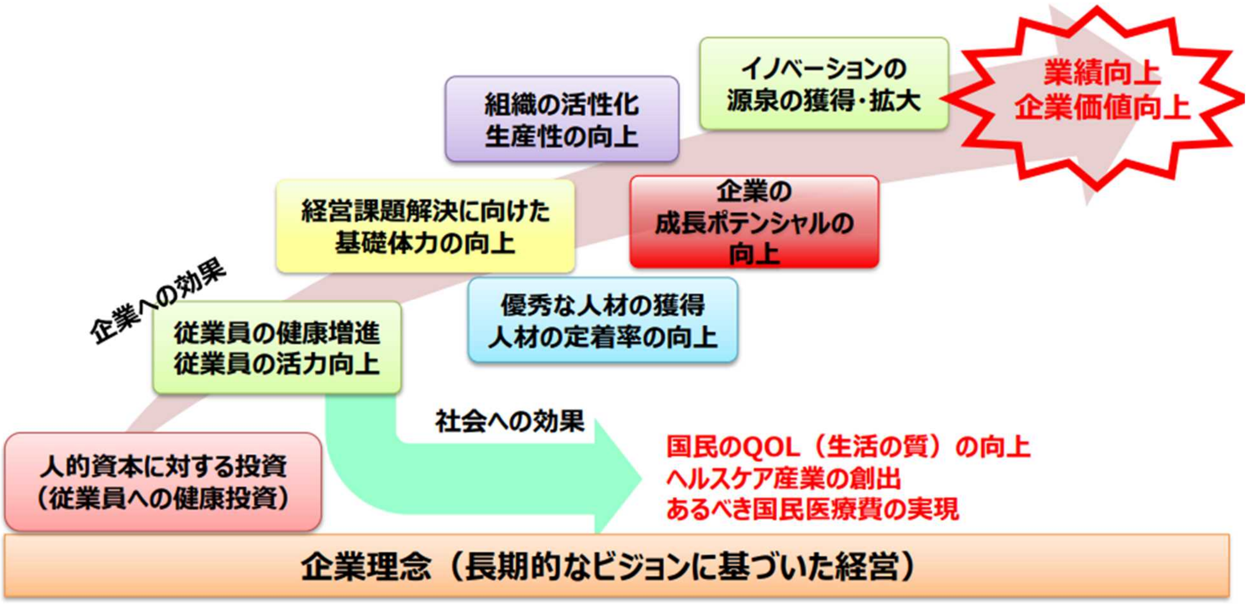


図表 8　健康経営・健康投資の定義・位置づけ

本制度では、大規模の企業等を対象とした「大規模法人部門」と中小規模の企業等を対象とした「中小規模法人部門」の 2 つの部門により、それぞれ「健康経営優良法人」を認定している。「健康経営優良法人認定（中小規模部門）」の認定要件は、図表 9 に示すとおりである。中小企業は、同認定を取得するに際し、企業理念・方針や組織体制の整備を行うとともに様々な施策を総合的に行う必要がある。

[8] 経済産業省　健康経営優良法人認定制度 HP
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 評価項目 |
|---|---|---|---|
| 1．経営理念・方針 | | | 健康宣言の社内外への発信・経営者自身の健診受診 |
| 2．組織体制 | | | 健康づくり担当者の設置 |
| | | | (求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供 |
| 3．制度・施策実行 | 従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討 | 健康課題に基づいた具体的な目標の設定 | 健康経営の具体的な推進計画 |
| | | 健診・検診等の活用・推進 | ①従業員の健康診断の受診(受診率実質100%) |
| | | | ②受診勧奨に関する取り組み |
| | | | ③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施 |
| | 健康経営の実践に向けた土台づくり | ヘルスリテラシーの向上 | ④管理職・従業員への教育 |
| | | ワークライフバランスの推進 | ⑤適切な働き方の実現に向けた取り組み |
| | | 職場の活性化 | ⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み |
| | | 病気の治療と仕事の両立支援 | ⑦私病等に関する両立支援の取り組み |
| | 従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策 | 保健指導 | ⑧保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み |
| | | 具体的な健康保持・増進施策 | ⑨食生活の改善に向けた取り組み |
| | | | ⑩運動機会の増進に向けた取り組み |
| | | | ⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み |
| | | | ⑫長時間労働者への対応に関する取り組み |
| | | | ⑬メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み |
| | | 感染症予防対策 | ⑭感染症予防に関する取り組み |
| | | 喫煙対策 | ⑮喫煙率低下に向けた取り組み |
| | | | 受動喫煙対策に関する取り組み |
| 4．評価・改善 | | | 健康経営の取り組みに対する評価・改善 |
| 5．法令遵守・リスクマネジメント | | | 定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等　※誓約事項参照 |

図表 9　健康経営優良法人認定（中小規模部門）認定要件（抜粋）[9]

常陽銀行は、これまで「SDGs 取組宣言支援サービス」や「SDGs 簡易診断制度付帯融資」を通じて、同行の取引先の SDGs 参画を促してきた。常陽銀行は、同サービスを通じて取引先へのヒアリングを実施した結果、「所定外労働時間の削減」や「従業員への健康診断受診」など健康経営認定に必要とされる項目を目標と掲げる取引先が多いと認識している。この理由として、常陽銀行が主に事業を営む茨城県は 65 歳以上の高齢化率が 30.8%に達しており、日本全国の平均（28.7%）を上回る形での高齢化が進行しており[10]、働き手の不足が取引先に課題として認識されていることが挙げられる。また、茨城県においては、働く世代のメタボリックシンドローム該当者の割合が全国平均と比較して高いといった健康課題を抱えている[11]。

常陽銀行は、取引先が今後も競争力を維持していくためには、取引先が健康経営を実践することを通じて人材の定着率を向上させる必要がある、と考えている。特に、本フレームワークが対象とする中堅・中小企業は、健康経営に関する取り組みを客観的に開示する機会も少ない。中堅・中小企業は、KPI1 に取り組むことにより、外部認証の取得を通じて自社の健康経営に係る取り組み成果を分かりやすく開示す

9 経済産業省　健康経営の推進について（令和 4 年 6 月）
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/kenkokeiei_gaiyo.pdf

10 茨城県 HP　https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/choju/stats/index.html

11 茨城県 HP　https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/kenkou/kenkoukeiei/kenkoukeiei-top.html

ることができる。常陽銀行では、取引先の健康経営に係る取り組みの強化・透明性の向上が、安定的で質の高い労働力の確保・維持及びサステナビリティ経営の高度化につながることを期待している。

以上より、常陽銀行が定めた KPI1 は、常陽銀行にとって重要であり、常陽銀行の借入人である中堅・中小企業にとって有意義であると、と JCR は評価している。

**■KPI2：正規雇用率**

中小企業の雇用実態については、中小企業庁による中小企業景況調査における従業員数過不足 DI によって確認可能である。従業員数過不足 DI とは、従業員の今期の状況について「過剰」と答えた企業の割合（%）から、「不足」と答えた企業の割合（%）を引いたものであり、プラスになれば人手過剰であり、マイナスになれば人手不足と推定される。同指数について、2020 年度にプラスを記録したものの、2021 年以降はマイナスとなっており、中小企業の人手不足感は年々強くなってきている。

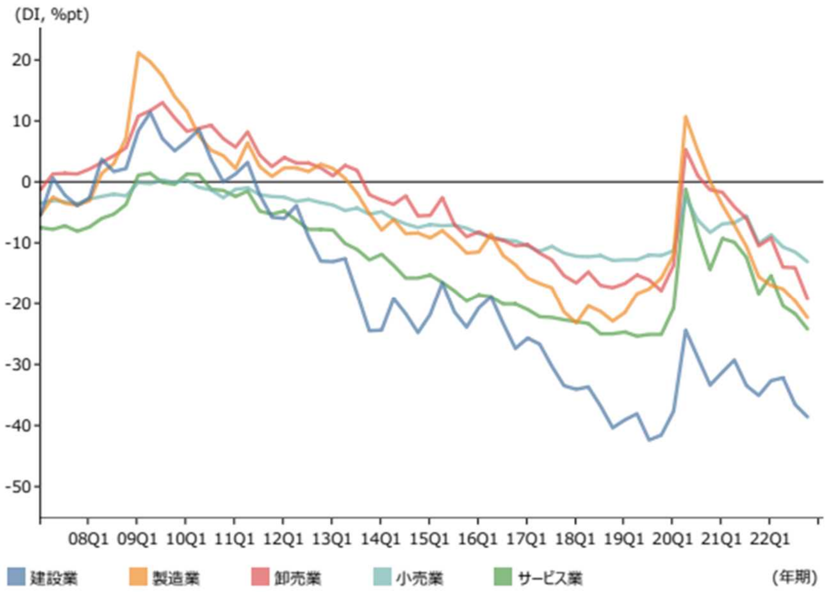


**図表 10　中小企業における従業員数過不足 DI の推移**[12]

人手不足への対応に関する中小企業へのアンケート調査によると、「正社員の採用」や「パートタイマーなど有期雇用社員の採用」といった採用強化に加え、「業務プロセスの見直しによる業務効率化」、「社員の能力開発による生産性向上」、「IT 化等設備投資による生産性向上」といった回答が多く寄せられている。

12 中小企業庁　2023 年版中小企業白書　https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2023/PDF/chusho.html

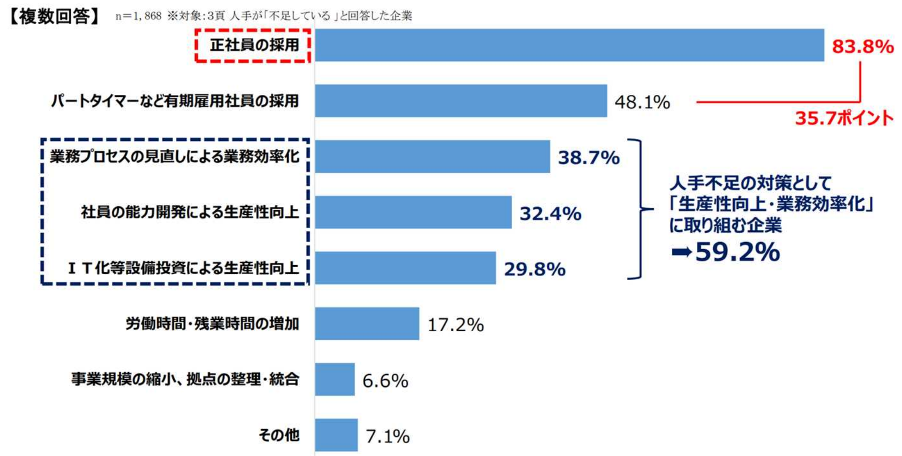


**図表 11　人手不足への対策として実施・検討している取り組み**[13]

茨城県は「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて、第 2 次茨城県総合計画において「いばらき幸福度指標」を導入している。「いばらき幸福度指標」は、今まで抽象的な概念に留まっていた幸福に尺度を設け、幸福を「見える化」する茨城県の試みである。茨城県は、「いばらき幸福度指標」のなかで、県民の幸福度を示す指標の一つに「正規雇用率の向上」を掲げている。

**図表 12　茨城県　いばらき幸福度指標**[14]

---

13 日本商工会議所・東京商工会議所「人手不足の状況および新卒採用・インターンシップの実施状況に関する調査」の集計結果（2022 年 9 月）https://www.tokyo-cci.or.jp/page.jsp?id=1031915

14 茨城県　いばらき幸福度指標について https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kikaku/seisaku/kikaku1-sogo/shinkeikaku/koufukudoshihyou.html

KPI2 は、中堅・中小企業の経営課題である「人手不足へ対応」および「従業員の幸福度・満足度の向上」に資すると期待される。

常陽銀行は、上述した茨城県総合計画を踏まえ、中堅・中小企業において質の高い雇用を実現していくためには「正規雇用率の向上」が必要になると認識している。実際に、人手不足に対する茨城県内企業への調査結果によると、正社員が不足している茨城県内企業の割合は 56.7%に上っている[15]。その背景として、KPI1 の項で述べた高齢化率の高さ（30.8%）に加え、人流の増加やインバウンド・レジャー需要が拡大する中、茨城県内の有効求人倍率が 1.35 倍と高止まりが続いている状況が挙げられる。

常陽銀行は、中堅・中小企業が正規雇用率を向上させる取り組みを行うことを通じて人手不足を解消し、質の高い雇用の創出を通じて地域産業が成長することを狙っている。

以上より、常陽銀行が定めた KPI2 は、常陽銀行にとって重要であり、常陽銀行の借入人である中堅・中小企業にとって有意義である、と JCR は評価している。

**■KPI3：DX 認定（それに伴う、サステナビリティ活動推進）**

DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義される[16]。

一方、SX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）は、「社会のサステナビリティと企業のサステナビリティを同期化させ、そのために必要な経営・事業変革を行い、長期的かつ持続的な企業価値向上を図っていくための取組」と定義される[17]。「サステナビリティ」への対応は、企業が対処すべきリスクであることを超えて、長期的かつ持続的な価値創造に向けた経営戦略の根幹をなす要素となりつつある。企業が長期的かつ持続的に成長原資を生み出す力（稼ぐ力）を向上させていくためには、サステナビリティを経営に織り込むことが不可欠である[18]。

DX と SX はいずれも企業の存続と成長に不可欠な変革であり、DX による業務課題の解決が社会課題の解決にも寄与し、SX の実現にデジタル技術が不可欠であるという双方向的な関係性がある。SX が効果的かつ迅速に推進されるために、DX と一体的に取り組まれることが望まれている。

日本における DX の取り組み状況をみると、全体の約 6 割の企業が「実施していない、今後も予定なし」と回答しており、中小企業に限ると同様の回答が約 7 割近くまで上昇する。一方、デジタル技術を活用して新しいビジネスモデルを展開する新規参入者により、中小企業が営むビジネス領域においてもビジネス環境は大きく変化してきており、中堅・中小企業においても DX 推進は企業の持続的成長の観点から喫緊の課題である[19]。

---

15 帝国データバンク　人手不足に対する茨城県内企業の動向調査（2023 年 7 月）
https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/s230802_25.html

16 経済産業省　デジタルガバナンス・コード　https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dgc/dgc.html

17 経済産業省 HP　https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210001/20230210001.html

18 伊藤レポート 3.0（SX 版伊藤レポート）https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220831004/20220831004-a.pdf

19 経済産業省　中堅・中小企業等向け「デジタルガバナンス・コード」実践の手引き
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-chushoguidebook/contents.html

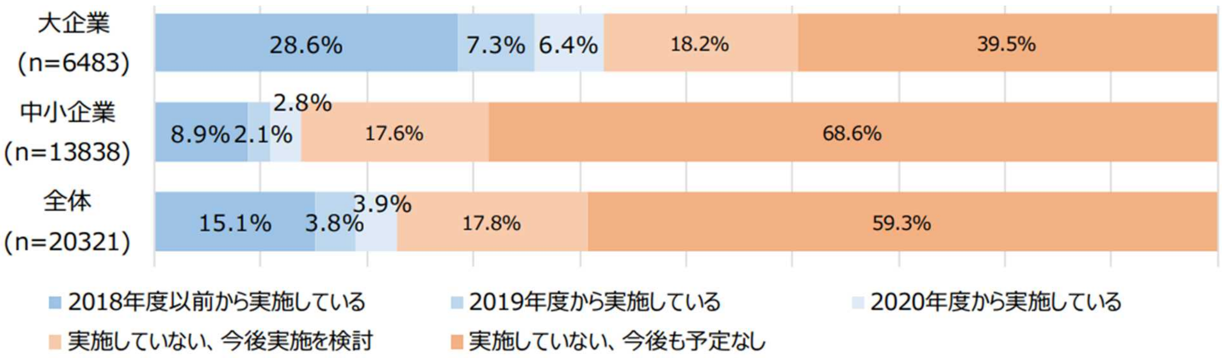


図表 13　日本企業における DX の取り組み状況[20]

DX 認定制度とは、「情報処理の促進に関する法律」に基づき、「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応する企業を経済産業大臣が認定する制度である。「デジタルガバナンス・コード」とは、急激にデジタル化が拡大している社会に適応するために企業が行うべき事柄のことを指しており、経済産業省が 2020 年 11 月に策定し 2022 年 9 月に改訂している。

DX 認定の基準は、以下の図表 14 に示す通り、DX に関する戦略・体制・指標などを総合的に整備する必要がある内容となっている。

| DX認定の項目 | 認定基準（デジタルガバナンス･コード） |
|---|---|
| (1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定 | デジタル技術による社会及び競争環境の変化の影響を踏まえた経営ビジョン及びビジネスモデルの方向性を公表していること |
| (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定 | デジタル技術による社会及び競争環境の変化の影響を踏まえて設計したビジネスモデルを実現するための方策として、デジタル技術を活用する戦略を公表していること |
| (2) ① 戦略を効果的に進めるための体制の提示 | デジタル技術を活用する戦略において、特に、戦略の推進に必要な体制・組織及び人材の育成・確保に関する事項を示していること |
| (2) ② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示 | デジタル技術を活用する戦略において、特に、ITシステム・デジタル技術活用環境の整備に向けた方策を示していること |
| (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定 | デジタル技術を活用する戦略の達成度を測る指標について公表していること |
| (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信 | 経営ビジョンやデジタル技術を活用する戦略について、経営者が自ら対外的にメッセージの発信を行っていること |
| (5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握 | 経営者のリーダーシップの下で、デジタル技術に係る動向や自社のITシステムの現状を踏まえた課題の把握を行っていること |
| (6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施 | 戦略の実施の前提となるサイバーセキュリティ対策を推進していること |

図表 14　DX 認定の基準[21]

20 総務省 HP　情報通信総合研究所　デジタル・トランスフォーメーションによる経済へのインパクトに関する調査研究の請負（2021 年 3 月）　https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/r03_02_houkoku.pdf

21 経済産業省　DX 認定制度概要（2023 年 10 月）
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-nintei/dxnintei-point_202310.pdf

常陽銀行は、DX に関する諸課題を借入人である中堅・中小企業が克服できない場合、中堅・中小企業の経営が持続しないリスクもあると考えている。常陽銀行は、DX を推進するため、自行の業務にデジタル技術を活用し、それをもって取引先向けのサービスの利便性向上や社内業務の効率化を進めている。そして、常陽銀行は、銀行サービスや社内業務で培った DX 推進ノウハウを地域や取引先向けの DX コンサルティング提案などにつなげている。また、常陽銀行は、取引先向けに、各種セミナー等を通じた情報提供とソリューションの紹介を行っている。

常陽銀行は、借入人である中堅・中小企業が KPI3 に取り組むことにより、データとデジタル技術を活用して組織、プロセス、企業文化等を変革し、結果として変化の激しいビジネス環境において競争上の優位性を確立することを期待している。なお、常陽銀行は、借入人が DX 認定取得に取り組む場合に、DX をどのようにサステナビリティ活動推進につなげるか、都度確認する予定である。

以上より、KPI3 は、常陽銀行にとって重要であり、中堅・中小企業にとって有意義である、と JCR は評価している。

**■KPI4：$CO_2$ 排出量（Scope1・2）**

**■KPI5：再生可能エネルギーの導入率**

気候変動に関する社会全体の動向として、2015 年 12 月に採択されたパリ協定において、温室効果ガス（GHG）排出削減の長期目標として、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分に低く保つとともに（well-below 2℃目標）、1.5℃に抑える努力を追求すること（1.5℃目標）」等が目的として掲げられている[22]。その上で、当該目的の達成に向けて努力を継続すること、長期的には、今世紀後半での人為的な GHG 排出量を実質ゼロとすること等が盛り込まれている。

上述のパリ協定を踏まえて、世界各国において削減目標が打ち出されており、日本政府としては 2050 年までにカーボンニュートラル実現の長期目標を打ち出すとともに、2030 年度に 2013 年比で 46%削減することを中間目標として掲げている。そして、日本政府の目標を受けて、茨城県などの地方自治体においても削減目標を策定・公表している。

日本における中小企業の総 GHG 排出量は 1.2 億 t～2.5 億 t であり、日本全体の GHG 排出量のうち 1 割～2 割弱を占める[23]。また、GHG・$CO_2$ 削減に取り組む大企業・海外企業は年々増加している。大企業・海外企業は自社領域（Scope1・2）の GHG・$CO_2$ 削減のみならず、サプライチェーンの上流・下流（Scope3）の GHG・$CO_2$ 削減にも取り組んでいる。大企業・海外企業の Scope3 は、その取引先の中堅・中小企業にとっての Scope1・2 となることから、中堅・中小企業においても GHG・$CO_2$ 削減取り組みの重要性が高まってきている。

[22] 環境省ウェブサイト　https://www.env.go.jp/content/900444088.pdf
[23] 環境省　温室効果ガス排出削減等指針にそった取組のすすめ　～中小事業者版～
https://www.env.go.jp/content/000123580.pdf

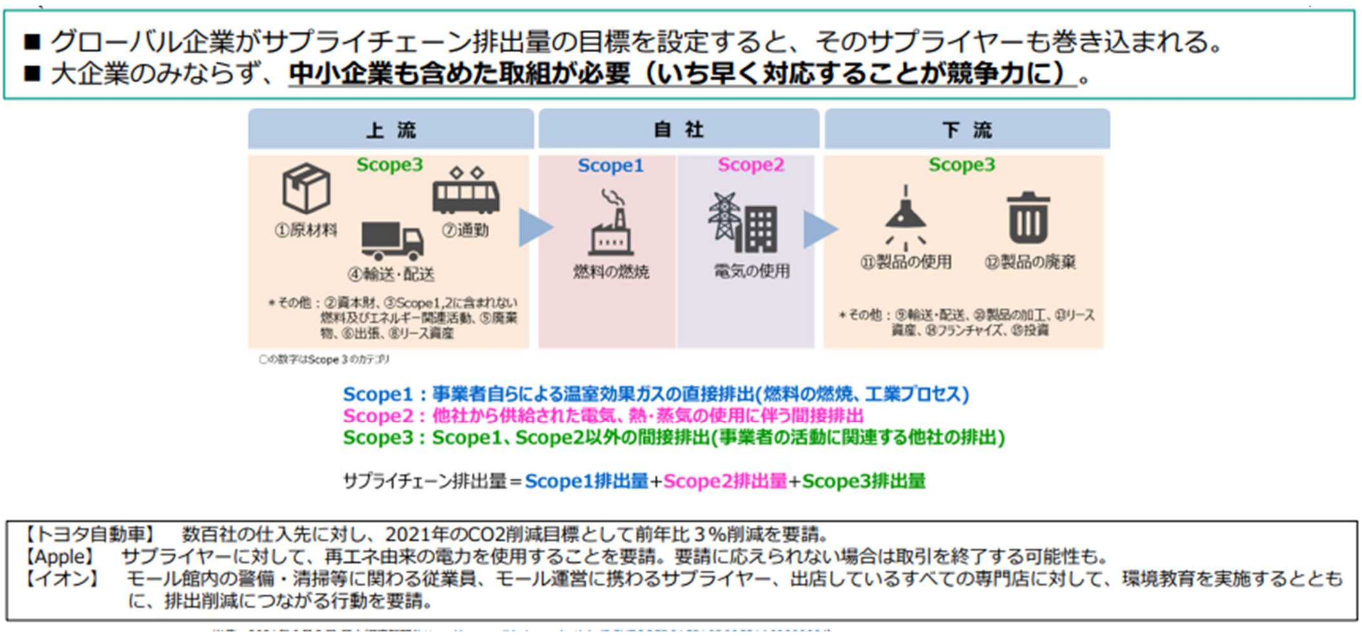


図表 15　サプライチェーン全体での脱炭素の動き（環境省）[24]

パリ協定において求められる水準と整合した科学的な GHG 排出削減目標として、SBT（Science Based Targets）が国際的に認知されている。SBT においては、well-below 2℃目標の達成に向けては年率 2.5～4.2%、1.5℃目標の達成に向けては年率 4.2%以上の削減が目安とされている。SBT においても、大企業向けの通常 SBT に加え、中小企業向け SBT の仕組みが設計されており、中小企業の取り組みが推進されている。

日本政府は、GHG 排出削減目標を達成するため、再生可能エネルギーの導入を有効な手段の一つと位置付けている。太陽光発電等の再生可能エネルギーは、太陽光等をエネルギー源とすることで化石燃料を代替し、GHG 削減効果を有するクリーンなエネルギーである。2021 年 10 月に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画（エネ基）においては、再生可能エネルギーについては、安定供給の確保やエネルギーコストの低減（S+3E）を大前提に、再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すとされている。エネ基において再生可能エネルギーは 2030 年度の主力電源として位置付けられている。

24 環境省　中小企業のカーボンニュートラル実現に向けた取組(2022 年 7 月）
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/network/03.pdf

| | | (2019年 ⇒ 現行目標) | | 2030年ミックス（野心的な見通し） | (再エネの内訳) |
|---|---|---|---|---|---|
| 省エネ | | (1,655万kl ⇒ 5,030万kl) | | 6,200万kl | |
| 最終エネルギー消費（省エネ前） | | (35,000万kl ⇒ 37,700万kl) | | 35,000万kl | |
| 電源構成<br>発電電力量:<br>10,650億kWh<br>⇒<br>約9,340億kWh程度 | 再エネ | (18% ⇒ 22~24%) | 太陽光 6.7% ⇒ 7.0%<br>風力 0.7% ⇒ 1.7%<br>地熱 0.3% ⇒ 1.0~1.1%<br>水力 7.8% ⇒ 8.8~9.2%<br>バイオマス 2.6% ⇒3.7~4.6% | 36~38%※<br>※現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高みを目指す。 | 太陽光 14~16%<br>風力 5%<br>地熱 1%<br>水力 11%<br>バイオマス 5% |
| | 水素・アンモニア | ( 0% ⇒ 0%) | | 1% | |
| | 原子力 | ( 6% ⇒ 20~22%) | | 20~22% | |
| | LNG | (37% ⇒ 27%) | | 20% | |
| | 石炭 | (32% ⇒ 26%) | | 19% | |
| | 石油等 | ( 7% ⇒ 3%) | | 2% | |

図表 16：第 6 次エネルギー基本計画　概要[25]

常陽銀行は、地球温暖化・気候変動への対応を優先的に取り組むべき重要な課題として捉えており、脱炭素社会の実現や地域社会の持続的発展への貢献を加速させていく考えを持っている。常陽銀行は、日本政府や各地方自治体が $CO_2$ 削減の取り組みをすすめているなか、大手企業においても法規制の強化や $CO_2$ 削減目標の厳格化が進み、取引先の中堅・中小企業もサプライチェーンを通じた $CO_2$ 排出量の把握・削減を迫られるケースが生じると考えている。

実際に、常陽銀行の「SDGs 取組宣言支援サービス」において、SDGs 宣言書を策定した企業はほぼ全て「環境」を重要課題（マテリアリティ）として選択している。また、同宣言書を策定した企業の殆どは $CO_2$ 排出削減に取り組んでいくべき、と回答している。すなわち、中堅・中小企業が KPI4・KPI5 に取り組むことにより、気候変動の緩和に貢献することができるとともに、取引先等のステークホルダーの要求に応えることで中堅・中小企業の事業の継続性を担保することが期待される。

なお、KPI4・KPI5 について、常陽銀行は幅広い業種に適用することを想定しているが、適用可能な業種のポジティブリストを策定する予定である。

以上より、KPI4・KPI5 は常陽銀行にとって重要であり、中堅・中小企業にとって有意義である、と JCR は評価している。

25 資源エネルギー庁　第 6 次エネルギー基本計画

■**KPI6：物流業における電動車の保有率（台数ベース）**

日本の運輸部門からの GHG 排出量は 1.8 億 t 超に上っており、日本全体の 2 割弱を占めている[26]。日本政府は運輸部門の GHG 削減も重要と考えており、2030 年度で 2013 年度比 35%削減といった目標を運輸部門に設定している。こうしたなか、公益社団法人全日本トラック協会では、トラック運送業界全体で 2030 年度におけるカーボンニュートラルを目指すため、「トラック運送業界の環境ビジョン 2030」を策定し、同ビジョンのメイン目標として「2030 年の $CO_2$ 排出量原単位を 2005 年度比で 31%削減する」ことを掲げている。そして、メイン目標のもとに、以下 3 つのサブ目標を掲げている。

『トラック運送業界の環境ビジョン 2030』で目指すこと

| | |
|---|---|
| メイン目標 | 2030 年の $CO_2$ 排出原単位を、2005 年度比で 31%削減する |
| サブ目標 1 | 車両総重量 8t 以下の車両について、<br>2030 年における電動車の保有台数を 10%とする |
| サブ目標 2 | 各事業者が自社の車両の $CO_2$ 排出総量または $CO_2$ 排出原単位を<br>把握することを目指す |
| サブ目標 3 | 全日本トラック協会と全都道府県トラック協会が<br>共通で取り組む「行動月間」を設定する |

従って、物流業における中堅・中小企業が KPI6 に取り組むことにより、業界目標の達成に貢献することができ、ひいては気候変動の緩和に貢献することができる。

茨城県においては、常磐道が南北に縦貫し北関東自動車道が東西に横断することで北関東 3 県の主要都市と茨城港常陸那珂港区を結んでおり、かつ圏央道が大動脈として県南・県西地域を横断している。常陽銀行は、このような状況を踏まえ、茨城県には物流業が活躍するフィールドが整ってきていると考えている。

**図表 17：茨城県の広域道路網の整備状況[27]**

[26] 環境省　2021 年度温室効果ガス排出・吸収量（確報値）　https://www.env.go.jp/content/000129138.pdf
[27] 茨城県広域道路交通計画　2021 年 6 月　https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/doiji/documents/kouikidouro_honpen2.pdf

従って、常陽銀行は、KPI6 を通じて取引先（物流業）の脱炭素化を推進することで、持続可能な物流の実現に貢献するとともに、茨城県全体の発展に貢献していくことができると考えている。

以上より、KPI6 は、常陽銀行にとって重要であり、物流業の中堅・中小企業にとって有意義である、と JCR は評価している。

**■KPI7：物流業における労働生産性**

**■KPI8：物流業におけるトラック運転従事者の若年層（15～29 歳）比率**

日本において、生産年齢人口の減少や少子高齢化により、労働力不足は各産業共通の課題となっている。日本の物流産業は、2018 年時点でその労働就業者数が約 258 万人であり全産業就業者数（約 6,681 万人）の約 4%を占める。その大宗を占めるトラック運送事業に従事するトラックドライバーは、全産業と比べて労働時間が長い一方で、年間所得額が低い状態が続いているなど、その厳しい労働環境から担い手の確保が懸念されている。将来予測として、需要に対し 20 万人超の規模でトラックドライバーが不足するという調査結果もある中、今後、物流事業者は、時間外労働の削減など労働環境の改善について実効性のある対策を加速させる必要がある[28]。

| | 所得額 | 労働時間 |
|---|---|---|
| 全産業 | 480万円 | 2124時間 |
| 道路貨物運送業（大型） | 422万円 | 2592時間 |
| 道路貨物運送業（中小型） | 375万円 | 2580時間 |

図表 18：トラック業界の労働環境[29]

トラック運送事業を含む自動車運送事業は、中高年層の男性労働力に強く依存しており、2021 年においては、40 歳未満の若い就業者数は全体の 24.1%である一方で、40 歳以上 50 歳未満が 29.1%、そして 50 歳以上が 45.2%を占めるなど、高齢化が年々進んでいる[30]。

物流業においては、労働環境の改善を達成し、若年ドライバーを確保していくためには、労働生産性を向上させていく必要がある。国土交通省は平成 28 年 4 月に発表した「物流生産性革命」の中で、物流における「労働生産性」を、「付加価値額（経常利益、人件費、租税公課、支払利息、施設使用料の合計）/（就業者数×1 人あたり平均労働時間）」と定義している。つまり、付加価値額を増大させるか、投入労働時間数を削減することが、物流業の生産性向上に結びつくとしている。

一方で、物流業の労働生産性の実績としては、2018 年度時点で 2,569 円/時であり、全産業 3,695 円/時と比較しても相応に低い状況である。国土交通省は、物流事業者の労働生産性の向上の為に、物流事業者の売上高や物流従事者の賃金の増加、労働時間の削減等が必要と述べている[31]。

以上より、物流業における中堅・中小企業が KPI7・KPI8 に取り組むことにより物流従事者の労働環

[28] 国土交通省　総合物流施策大綱（2021 年度～2025 年度）
https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk1_000179.html
[29] 国土交通省　トラック運送における生産性向上方策に関する手引き　https://www.mlit.go.jp/common/001189107.pdf
[30] 全日本トラック協会　日本のトラック輸送産業　現状と課題 2022
https://jta.or.jp/wp-content/themes/jta_theme/pdf/yusosangyo2022.pdf
[31] 国土交通省　総合物流施策大綱（2021 年度～2025 年度）
https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk1_000179.html

境改善が進み、かつ企業競争力の向上が期待される。

また、常陽銀行は、KPI6 の有意義性で説明した通り、持続可能な物流の実現に貢献するとともに、地域の発展に貢献していくことを考えている。

従って、KPI7・KPI8 は常陽銀行にとって重要であり、中堅・中小企業にとって有意義である、と JCR は評価している。

**■KPI9：食品関連産業における事業系食品ロス（総量ベース）**

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことを指す。日本では約 523 万 t の食品ロス（家庭から約 244 万トン、事業者から約 279 万トン）が発生したと推計されている[32]。食品ロスは、飢餓、資源枯渇、食材廃棄に伴う GHG 排出など、様々な社会課題に影響する。

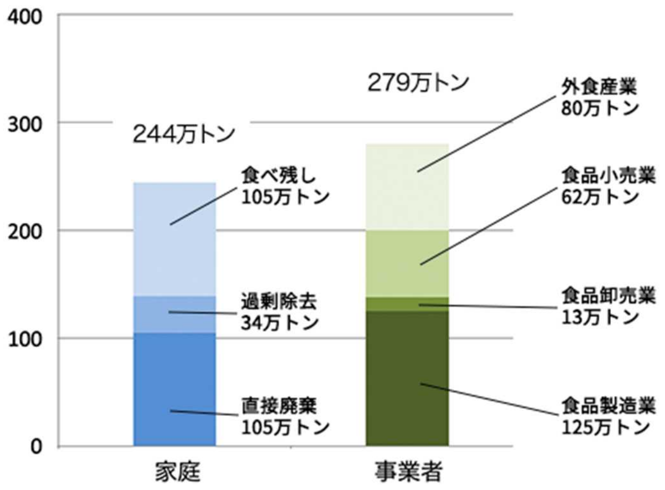


図表 19：日本における食品ロスの実績(2021 年度)[32]

食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程において生じた食品廃棄物の発生抑制と再生利用のために、食品関連事業者などが取り組むべき事項を規定するため、食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）が施行されている。食品リサイクル法の基本方針のなかで「食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標」として「食品ロスについては、SDGs も踏まえ、2030 年度を目標年次として、サプライチェーン全体で 2000 年度の半減とする目標」が設定されている[33]。

農林水産省は、持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工 流通、消費の各段階の取り組みとカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進している。同戦略において、食品ロス削減などの持続可能な消費の拡大は食料・農林水産業の生産性向上と持続性の両立に貢献しうることが明記されている。

茨城県の農業産出額は 4,263 億円で全国 3 位、販売農家数は 44 千経営体で全国 1 位であり、茨城県の農業は日本のなかでも重要な位置を占めている[34]。一方で、茨城県の農業は、他県対比で、輸出などの販

[32] 環境省　食品ロスポータルサイト　https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/general.html
[33] 農林水産省　食品リサイクル法　https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_6.html
[34] 茨城県農林水産業の概況（令和 5 年 6 月）
https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/nourinsuisan/documents/r5-6_nourinsuisanbunogaiyou.pdf

路拡大で後れをとっているという課題がある。このため、常陽銀行は加工食品等の販路拡大の支援等を実施してきた。その経験を踏まえ、常陽銀行は、茨城県において食品関連産業の生産性向上と持続性を両立するため、食品ロスの削減は重要なテーマになると考えている。

以上より、KPI9 は常陽銀行にとって重要であり、食品関連産業の中堅・中小企業にとって有意義である、と JCR は評価している。

## 3. SPT の測定

### 3-1. 評価の視点

本項では、本フレームワークの SPT について、選定された KPI における重要な改善を表し Business as Usual（BAU）を超える等の野心的なものか、過年度実績や同業他社、業界水準、科学等のベンチマークに基づいているか、目標達成へのスケジュール等は開示されるか等を確認する。

### 3-2. SPT の測定の概要と JCR による評価

〈評価結果〉
本フレームワークの SPT は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

常陽銀行は、本フレームワークで SPT を設定しており、各々の SPT に関して年度毎・業界別の詳細な数値目標をフレームワークや社内ルールとして定めている。JCR は、各 SPT の野心度について、日本・地域・業界の過年度実績、関連する法規制や業界において定められた目標、国際イニシアティブの基準等と参照した結果、いずれの SPT の設定も野心的であると評価している。

なお、SPT4～SPT9 の目標年度毎の数値目標については、借入に応じて設定が異なること、常陽銀行独自の基準で設定をしていること等から、本意見書においては開示しない。

常陽銀行は、個別の SLL 組成に際し、借入人の業種特性、経営計画、経営上重視している重要課題等を勘案し、あらかじめ定めた SPT の中から当該借入人において野心的と考えられる設定を行うこととしている。常陽銀行は個別の SLL 実行時に、各 KPI と SPT を開示予定である。

JCR が野心度を確認するために使用したベンチマークは以下の通りである。

| | 各 SPT の内容 | 野心度を確認するためのベンチマーク |
|---|---|---|
| SPT 1 | 健康経営優良法人認定の取得 | 健康経営優良法人認定（中小規模部門）の認定数の実績 |
| SPT 2 | 目標年度における正規雇用率目標の達成 | 日本全国の正規雇用率の過年度実績 |
| SPT 3 | DX 認定の取得 | DX 認定の認定数の実績（企業規模別） |
| SPT 4 | 目標年度における $CO_2$ 排出量削減目標の達成 | 政府・各地方自治体の目標、<br>および SBT の認定水準 |
| SPT 5 | 目標年度における再生可能エネルギー導入目標の達成 | 日本全国の再生可能エネルギー導入率、および RE100 の水準等 |
| SPT 6 | 目標年度における電動車保有率目標の達成（物流業に限る） | 業界団体の目標、および業界の過年度実績 |
| SPT 7 | 目標年度における労働生産性目標の達成（物流業に限る） | 行政の目標、および業界の過年度実績 |
| SPT 8 | 目標年度において若年層比率目標の達成（物流業に限る） | 行政の目標、および業界の過年度実績 |
| SPT 9 | 目標年度における事業系食品ロス目標の達成（食品関連産業に限る） | 行政の目標、および業界の過年度実績 |

### 3-3. SPT 達成に向けた取り組み

常陽銀行は、借入人である中堅・中小企業の各 SPT 達成計画を事前にヒアリングするとともに、年次で借入人の活動状況をフォローする予定である。

### 3-4. JCR によるインパクト評価

JCR は、本フレームワークの SPT に係るポジティブなインパクトの増大及びネガティブなインパクトの回避・管理・低減の度合いについて、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定したポジティブ・インパクト金融原則の第 4 原則で例示されているインパクト評価基準の 5 要素（多様性、有効性、効率性、倍率性、追加性）に沿って確認した。

**①　多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか**
**（UNEP FIの定めるインパクト、事業セグメント、国・地域、バリューチェーン等）**

本フレームワークのSPTに係るインパクトは、以下のとおりUNEP FIの定めるインパクト・エリア／トピックに幅広く該当している。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 社会 | 人格と人の安全保障 | 紛争 | 現代奴隷 | 児童労働 | |
| | | データプライバシー | 自然災害 | | |
| | 健康および安全性 | | | | |
| | 資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質 | 水 | 食糧 | 住居 | 健康と衛生 |
| | | 教育 | エネルギー | 移動手段 | 情報 |
| | | コネクティビティ | 文化と伝統 | ファイナンス | |
| | 生計 | **雇用** | **賃金** | 社会的保護 | |
| | 平等と正義 | ジェンダー平等 | 民族・人種平等 | **年齢差別** | **その他の社会的弱者** |
| 社会経済 | 強固な制度・平和・安定 | 市民的自由 | 法の支配 | | |
| | 健全な経済 | セクターの多様性 | **零細・中小企業の繁栄** | | |
| | インフラ | | | | |
| | 社会経済収束 | | | | |
| 自然環境 | **気候の安定性** | | | | |
| | 生物多様性と生態系 | 水域 | 大気 | 土壌 | |
| | | 生物種 | 生息地 | | |
| | サーキュラリティ | 資源強度 | **廃棄物** | | |

また、本フレームワークのSPTは、借入人である中堅・中小企業に対して設定されるものであり、中堅・中小企業が経営戦略に基づいて取り組むものであることから、様々な業種の中堅・中小企業の事業全体におけるインパクトが期待される。

**②　有効性：大きなインパクトがもたらされるか**
**（対象となる事業の売上構成比や国内外マーケットシェア、野心度等）**

本フレームワーク対象は借入人である中堅・中小企業である。常陽銀行の2022年3月末時点の貸出金残高（法人）は3兆913億円であり貸出金全体の約半分を占めることから、常陽銀行の法人向け事業へのインパクトが見込まれる。

| |
|---|
| また、常陽銀行の2023年3月末時点の中堅・中小企業等向け貸出残高は4兆6,722億円[35]、中小企業等向け貸出先件数は266,587件[35]であることから、マーケットに対する大きなインパクトが期待される。 |
| ③　効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか<br>（事業全体における重要性、戦略的意義等） |
| 本レームワークのSPTは、前述のとおり借入人である中堅・中小企業が取り組むべき課題解決に資するものであり、中堅・中小企業の生産性向上と競争力強化に繋がることが期待される。<br>SPTの達成は常陽銀行の5つのマテリアリティのうち、「地域経済・地域社会の活性化」「気候変動対応・環境保全」「デジタル化の推進」の3つに大きく寄与することから、常陽銀行における戦略的意義も大きく、投下資本に比して大きなインパクトが期待される。 |
| ④　倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか |
| 常陽銀行は、借入人である中堅・中小企業に対して、本フレームワークに基づいた貸付に加えて、個々に取り組みを支援・フォローする計画を持っている。<br>本フレームワークのKPIのなかで、DX認定においてはDX投資促進税制等、$CO_2$削減については環境省の工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）に対する補助金等、再生可能エネルギーについては再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金等の諸制度が設けられている。以上から、常陽銀行による貸付金を軸に、一部の公的資金も活用される可能性がある。 |
| ⑤　追加性：追加的なインパクトがもたらされるか<br>（対応不足の持続可能な開発ニーズへの取り組み、SDGs達成に向けた前進等） |
| 本フレームワークのSPTは、以下（次頁）にリストアップしたとおり、SDGsの17の目標及び169のターゲットのうち複数の目標・ターゲットに対して、追加的なインパクトが期待される。 |

[35] 金融庁ウェブサイト　https://www.fsa.go.jp/policy/chusho/shihyou.html

**目標 3：すべての人に健康と福祉を**

**ターゲット 3.4**　2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。

**目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに**

**ターゲット 7.2**　2030 年までに、世界全体のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

**ターゲット 7.3**　2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

**目標 8：働きがいも 経済成長も**

**ターゲット 8.2**　高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

**ターゲット 8.5**　2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

**ターゲット 8.10**　国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。

**目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう**

**ターゲット 9.2**　包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。

**ターゲット 9.4**　2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

**目標 10：人や国の不平等をなくそう**

**ターゲット 10.2**　2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

**ターゲット 10.4**　税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。

**目標 11：住み続けられるまちづくりを**

**ターゲット 11.3**　2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

**目標 12：つくる責任 つかう責任**

**ターゲット 12.5**　2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

**目標 13：気候変動に具体的な対策を**

**ターゲット 13.1**　すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

## 4. 借入金の特性

### 4-1. 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められた借入金の特性について、予め設定された SPT が達成されるか否かによって、本フレームワークに基づく借入金の金利等は変化するか等を確認する。

### 4-2. 借入金の特性の概要と JCR による評価

〈評価結果〉
本フレームワークで定められた借入金の特性は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

JCR は、本フレームワークに基づいて実行される借入金の契約書類において、事前に設定された SPT が達成された場合に金利を変化する仕組みが作られていることを確認した。また、KPI の定義、SPT の設定についても契約書類に記載されることを確認した。

また、貸付の実行時点で予見しえない状況により、本フレームワークで定められた KPI の定義、SPT の設定、及び前提条件が変更となった場合には、借入人と貸付人で協議のうえ検討し、外部機関がその妥当性を確認する予定である。

## 5. レポーティング・検証

### 5-1. 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められたレポーティングについて、選定された KPI の実績に係る最新情報や SPT の野心度を判断できる情報等が、年に 1 回以上開示されるか等を確認する。また、本フレームワークで定められた検証について、選定された KPI の実績に対する独立した外部検証は実施されるか、当該検証内容は開示されるか等を確認する。

### 5-2. レポーティング・検証の概要と JCR による評価

〈評価結果〉

本フレームワークで定められたレポーティング・検証は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

常陽銀行は、融資実行から完済まで年 1 回以上、借入人毎に SPT の実績を確認する予定である。レポーティングについて、借入人が SPT の実績を借入人のホームページまたはその他の開示資料で開示するよう、常陽銀行は借入人に働きかける予定である。

検証について、数値目標である SPT2（正規雇用率目標の達成)、SPT4（$CO_2$排出量削減目標の達成)、SPT5（再生可能エネルギー導入目標の達成)、SPT6（電動車保有率目標の達成・物流業に限る)、SPT7（労働生産性目標の達成・物流業に限る)、SPT8（若年層比率目標の達成・物流業に限る)、SPT9（事業系食品ロス目標の達成・食品関連産業に限る）の年次実績については、借入人が外部機関より第三者検証を受け、その検証内容も併せて報告される予定である。

認定制度である SPT1（健康経営優良法人認定の取得)、SPT3（DX 認定の取得）の実績（取得状況）については、SPT が達成された場合には認定制度を営む外部機関のウェブサイトに掲載されることから、第三者検証と同等の機能が働くと考えられる。

以上から、全ての SPT の実績について、検証（または検証同等の仕組み）が実施される予定であることを JCR は確認した。

## 6. SLLP 等への適合性に係る結論

JCR は、変更後のフレームワークについて、「中堅・中小企業」の定義は適切であり、他の事項について従来の内容から変更が無く引き続き適切であることを確認した。

以上より、JCR は本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

（担当）佐藤　大介・間場　紗壽

## 本第三者意見に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、Asia Pacific Loan Market Association（APLMA）、Loan Market Association（LMA）、Loan Syndications and Trading Association（LSTA）が策定したサステナビリティ・リンク・ローン原則及び環境省が策定したサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインへの評価対象の適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況を評価するものであり、将来における状況への評価を保証するものではありません。また、本第三者意見は、サステナビリティ・リンク・ローンによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。設定されたサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの達成度について、JCR は借入人又は借入人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本第三者意見を提供するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本第三者意見を提供するうえで JCR は、APLMA、LMA、LSTA、環境省及び国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

・サステナビリティ・リンク・ローン原則
・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
・ポジティブ・インパクト金融原則

### 3. 信用格付業に係る行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業に係る行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

---

■留意事項
本文書に記載された情報は、JCR が、借入人及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに係る各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説
**第三者意見**：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークについて、APLMA、LMA、LSTA によるサステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性に対する第三者意見を述べたものです。

■サステナブル･ファイナンスの外部評価者としての登録状況等
・国連環境計画　金融イニシアティブ　ポジティブインパクト作業部会メンバー
・環境省　グリーンボンド外部レビュー者登録
・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ　認定検証機関)
・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録)　ソーシャルボンド原則、Climate Transition Finance 作業部会メンバー

■その他、信用格付業者としての登録状況等
・信用格付業者　金融庁長官（格付）第 1 号
・EU Certified Credit Rating Agency
・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（https://www.jcr.co.jp/en/）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先
情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者　金融庁長官（格付）第 1 号
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8　時事通信ビル